

## ライセンス約款

株式会社アクティブブレインズ（以下「当社」といいます。）は、当社の提供するコンテンツ製品またはサービスのご利用に関して、これを利用されるお客様（以下「お客様」といいます。）との間で、利用許諾その他の当社とお客様との法律関係に共通して適用される契約条項としての約款（以下「本約款」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

### 第1章 ライセンス契約に関する規程

#### 第1条（ライセンス利用許諾契約の成立）

- 1 お客様は、当社に対して、当社の提供するアプリまたはウェブサービス（以下「本アプリ」といいます。）を特定して、書面またはインターネットを利用した情報の送受信（以下「書面等」といいます。）により、その利用申込をすることができます。
- 2 前項の申込をもって、お客様は、本約款及び本アプリについて当社が別途定める契約条件に異議なく同意したものとみなします。
- 3 当社は、第1項の申込に対して、2週間以内にその諾否を通知します。なお、前記期間内に当社がその応諾の通知を発しなかったときは、応諾しなかったものとみなします。
- 4 当社が前項の応諾の通知を発したときは、本約款に基づきライセンス利用許諾契約（以下「本許諾契約」といいます。）が当社とお客様との間で成立するものとします。
- 5 本許諾契約に際して、当社がお客様との間で本約款の一部または全部を排除する合意をしたときは、当該合意の内容が本約款に優先して適用されます。

#### 第2条（使用許諾）

- 1 当社は、本許諾契約において、お客様に対し、本アプリの使用を許諾するとともに、お客様に所属する教職員、児童、学生等の利用者（以下「エンドユーザー」といいます。）に対し、非独占的な使用許諾を与えることを許諾します（以下「本許諾」といいます。）。
- 2 本許諾の地理的範囲は、原則として日本国内に限ります。
- 3 お客様は、エンドユーザーに対し、当社が別途定めるエンドユーザー向け利用規約を遵守するよう適切な管理・監督をしなければならないものとします。

#### 第3条（利用料）

- 1 お客様は、本許諾にかかる対価として別途合意する利用料（以下「利用料」といいます。）を支払う義務を負います。
- 2 利用料及び支払時期・方法等の許諾条件は、別途当社の定めるところによります。
- 3 当社は、契約期間中のエンドユーザー数の減少またはエンドユーザーの利用状況による利用料の返金はいたしません。ただし、エンドユーザー数を増加する場合は、別途、当社はお客様に対し追加利用料を申し受けます。

#### 第4条（権利）

- 1 当社とお客様は、本アプリ（表示画面及びその構成を含む。）及び本アプリに関する当社作成にかかるマニュアル等の印刷物、当社が公開したウェブサイト等に関連する著作権その他の知的財産権（以下単に「著作権等」といいます。）が、当社に帰属することを確認します。
- 2 当社は本許諾契約により、第2条を除く本アプリに関する当社の権利をお客様へ移転・許諾するものではありません。
- 3 お客様が、そのウェブサイト、展示会、発表会その他の対外的公表手段（プレスリリースを含む）において本アプリにかかる事業に言及するときは、次の表示を合理的な方法で行うものとします。ただし、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

- (1) 本アプリが当社の開発・運営にかかることの表示
- (2) 当社が商標登録しているマーク・名称については、当社の登録商標であることの表示。

#### 第5条（禁止事項）

お客様は、当社の事前の書面による承諾がない限り、次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) 本許諾契約に定める目的以外の目的で本アプリを使用し、第三者に再許諾すること。
- (2) 本アプリを複製し、改変し、ネットワーク上で配信し、もしくは他の著作権法上の行為を行い、または逆アセンブルもしくは逆コンパイルその他のリバースエンジニアリングを行うこと。
- (3) 本アプリのバグその他のセキュリティ上の問題が疑われる事項について公表すること。

#### 第6条（表明保証）

- 1 当社は、本許諾契約有効期間中、本アプリが、第三者の権利を現時点で侵害するものではないこと、及び、別途定める仕様に従って稼働することを保証します。
- 2 前項の規定にかかわらず、本アプリの不稼働ないし仕様上の不具合（以下「仕様不適合」といいます。）が次のいずれかによるときは、当社はお客様に対して仕様不適合の責任を負いません。
  - (1) 仕様不適合が、天災その他の不可抗力による場合
  - (2) 仕様不適合が、サーバー及びネットワークの不調等の外的要因に起因する場合
  - (3) 仕様不適合が、本アプリを動作させるハードウェアのオペレーティングシステムまたはブラウザ等の仕様変更によるもの、もしくはその他当社が指定した動作環境・動作条件とは異なる環境・条件下で使用したことにより起因する場合
  - (4) 本アプリが、当社以外の者によって、当社の承諾なく改変された場合
  - (5) その他、仕様不適合が、当社の責めを負わない事由に起因する場合
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、保守作業等のやむを得ない場合に限り、一時的に本アプリの稼働を停止させることができるものとします。ただし、緊急の必要がある場合を除いて、エンドユーザーに支障が生じにくいように配慮した日程を計画し、事前にお客様にその予定を通知します。
- 4 当社は、本条に規定する事項を除き、お客様に対して本アプリに関して一切の表明保証をするものでないことを確認します。

### 第2章 アプリ利用に関する規程

#### 第7条（エンドユーザーの指定）

- 1 当社は、お客様が事前に指定したエンドユーザーに対して、本アプリを提供します。
- 2 お客様は、エンドユーザーに対して当社が別途定める「アプリ利用規約（エンドユーザー向け）」を遵守させるものとします。

#### 第8条（無保証）

- 1 当社は、本アプリ（本条においては、本アプリに保存されたデータ等の情報を含む。）がお客様またはエンドユーザーの特定の目的に適合すること、お客様またはエンドユーザーの期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、本アプリの利用がお客様に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- 2 当社は、あらかじめ通知することなく、本アプリの内容や仕様を変更できるものとし、これによりお客様及びエンドユーザーに損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

#### 第9条（ID等の管理及び責任）

- 1 当社がアプリの利用にあたって、ID及びパスワード（以下「ログイン情報」といいます。）を必要とする旨を定め、これをお

お客様に発行したときは、ログイン情報はお客様の責任において適切に管理及び保管するものとし、これをエンドユーザー以外の第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはなりません。

- 2 当社は、エンドユーザーが、特定のIDによりログインをして本アプリを利用したときは、エンドユーザー本人による利用とみなします。

#### 第10条（権利帰属）

本アプリに関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権や、それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利の一切を含みます。以下「本知的財産権」といいます。）は、全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属します。

#### 第11条（データ）

- 1 当社は、お客様及びエンドユーザーが本アプリを通じてサーバーその他の媒体に保存したデータ（以下「本データ」といいます。）の保管に関して一切の義務を負わないものとします。そのため、サーバーのトラブルその他理由の如何を問わず、万が一、本データの一部または全部が消失した場合であっても、お客様またはエンドユーザーは当社に対して損害賠償その他如何なる請求もすることができません。
- 2 前項の規定は、お客様との間で本許諾契約または本サポート契約が終了した後も適用されます。したがって、当社はこれらの契約が終了した後も本データの保持その他の義務を負いません。
- 3 当社は、お客様との間で本許諾契約または本サポート契約が終了した後は、いつでも本データを消去できるものとします。
- 4 本アプリの保守や改良などの必要が生じた場合、当社は、本データについて、これに必要な範囲で複製等を行うことができます。
- 5 本データの著作権は、お客様及びエンドユーザーに帰属するとともに、その利用はお客様及びエンドユーザーのご自身の責任に基づくものとします。
- 6 お客様は、当社に対して、本データが第三者の権利を侵害しないことについて表明保証するものとし、これ違反して自己が損害を被ったときであっても当社に損害賠償等を求めず、また、第三者と紛争になったときは自らの費用と責任でこれを解決し、当社がこれにより損害を被ったときはその賠償を行うとともに、当社に対し一切の迷惑をかけないものとします。

#### 第12条（禁止事項及びデータ削除）

- 1 お客様は、本アプリの利用に際してエンドユーザーが以下の各号に該当する行為をしないよう、エンドユーザーに周知徹底するなど、適切な指導監督をするものとします。
  - 一 法令に違反する行為（第三者の権利を侵害し、または犯罪に該当する一切の行為を含む。）
  - 二 公序良俗に反する行為
  - 三 他人のログイン情報の不正取得及び利用行為
  - 四 ログイン情報の取引行為（有償・無償を問わない）
  - 五 当社の許諾を受けない営業行為（人材募集、広告及びステルスマーケティングを含む）
  - 六 以下に該当する情報を、第三者（当社及び他のエンドユーザーを含む。）に送信したり、本データとして保存する行為
    - ア わいせつ、暴力的または残虐な表現を含む情報
    - イ コンピュータウイルスその他の有害なプログラムを含む情報
    - ウ 第三者に対する詐欺・脅迫及び業務妨害にあたる情報のほか、第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報、及び、肖像権、プライバシーの権利その他の人格的権利または利益を侵害する情報
    - エ アフィリエイトリンクを含む情報
    - オ 差別を助長する表現を含む情報
    - カ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報

- キ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
  - ク 反社会的な表現を含む情報
  - ケ 真実または反真実を問わず、チェーンメール、フェイクニュース等の第三者への情報の拡散を求める情報
  - コ 他人に不快感を与える表現を含む情報
  - サ 面識のない異性との出会い、勧誘を目的とした情報
  - シ 著作権及び著作者人格権を侵害する情報
  - ス その他その情報の送信または保存が法令に抵触する情報
- 七 前各号に準じ、本アプリの運用及び適正な利用を阻害する以下の各行為
- ア 本アプリのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
  - イ 本アプリの運営を妨害するおそれのある行為
  - ウ 当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
  - エ 実在する第三者または実在しない第三者に成りすます行為
  - オ 当社が事前に許諾しない本アプリ上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
  - カ 本アプリの他のお客様の情報の収集
  - キ 当社、本アプリの他のエンドユーザーまたはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
  - ク 反社会的勢力等への利益供与
  - ケ 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
  - コ その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 エンドユーザーが前項各号に該当する行為をしたときは、当社は、事前に通知または催告することなく、これにかかる本データを削除し、これと同時に、エンドユーザーに付与したIDを停止または削除することができるものとします。これにより、お客様またはエンドユーザーに損害が生じたときであっても、当社は一切の責任を負いません。
- 3 エンドユーザーが第1項各号に該当する行為をしたときは、お客様は、直ちにその是正を図る義務を負うほか、エンドユーザーが本条に違反して、当社または第三者に損害を与えたときは、お客さまの責任と費用において、直ちにその損害を賠償するものとします。
- 4 本データについて、当社またはお客様及びエンドユーザーが第三者から権利の主張を受けたときは、お客様の費用と責任で紛争を処理、解決するものとします。

#### 第13条（本アプリの提供の停止）

- 1 以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、本アプリの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
- 一 本アプリに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
  - 二 コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - 三 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本アプリの運営ができなくなった場合
  - 四 その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
- 2 当社は、本条に基づき当社が行った措置によってお客様及びエンドユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第14条（通知及び利用情報の取り扱い）

- 1 当社は、本アプリを通じ、本アプリ内のほか、お客様が提供したメールアドレス、SNSアカウントその他の連絡先に対して、本アプリ及びこれに関連した商品やサービスに対する広告を提供できることとし、お客様はこれに同意します。
- 2 当社は、お客様の端末に本アプリに対するアップデート、広報イベント、新しいサービスの情報、その他当社の事業と関連するメッセージを知らせるためにプッシュまたはローカル通知を送信できます。
- 3 当社は、お客様の本アプリの利用状況を把握し、サービス向上及びお客様の興味やニーズにより適したサービスを提供する

ための参考としてクッキーを利用します。また、当社は、この目的で第三者の提供する一般的なアクセス解析ツールを利用することがありますが、提供企業により収集、記録、分析される情報には、特定の個人を識別する情報は一切含まれません。また、それらの情報は、提供企業のプライバシーポリシーに基づいて管理されます。お客様は、ご利用になるブラウザの設定からお客様自身で無効化することにより、クッキーの利用を停止することができます。

### 第3章 サポートに関する規程

#### 第15条（サポート業務）

- 1 当社は、個別にご契約をいただいたお客様に対して、次の各号に掲げる本アプリのサポート業務（以下「本サポート業務」といいます。）を有償で提供します。
  - (1) 本アプリの導入研修の実施（以下「導入サポート業務」といいます。）
  - (2) その他の本アプリを利用に関する研修・授業支援の実施（以下「運用サポート業務」といいます。）
  - (3) 本アプリのヘルプサポートの実施（以下「ユーザーサポート業務」といいます。）
- 2 本サポート業務の価格（以下「サポート料」といいます。）、内容、実施方法、利用条件その他の詳細は、別途当社が定める条件（以下「サポート提供条件」といいます。）によるものとします。
- 3 本サポート業務に関する契約（以下「本サポート契約」といいます。）は、準委任事務としての業務委託契約であり、お客様が、本サポート業務の提供条件及び本約款に同意のうえ、当社に対して本サポート業務を依頼し、当社がこれを受託したときに成立するものとし、第1条第2項ないし第4項は、本サポート契約に準用されるものとします。
- 4 導入サポート業務は、原則としてオンラインまたは実地による本アプリの導入研修の実施を内容とし、運用サポート業務は、オンラインまたは実地による本アプリの運用に関する研修または授業支援を内容とします。なお、アプリの利用に関する個別のユーザーサポートについては、ユーザーサポート業務を別途ご契約いただくものとします。
- 5 ユーザーサポート業務は、当社が別途定める方法により、所定の利用条件のもとで、本アプリの使用に関してヘルプサポートの実施を内容とし、お客様のご要望に合致するように本アプリの機能を改訂する対応は含まれないものとします。

#### 第16条（サポートにかかる料金及び費用）

- 1 サポート料は、サポート提供条件に定めるとおりとし、前払いとします。
- 2 本サポート業務の実施にかかる費用のうち、お客様の問合せにかかる通信費及び特別の費用はお客様の負担とします。
- 3 当社は、サポート料及び前項のお客様が負担すべき特別の費用のお支払いがあるまでは、本サポート業務の提供を一時的に保留することができるものとします。

#### 第17条（キャンセル等）

- 1 導入サポート業務及び運用サポート業務について、オンライン研修実施日の7日前を過ぎての実施日の変更はできません。この期限を過ぎて変更、中止の場合は、実施日前日までは通常のサポート料の50%を、実施日当日以降はその100%を違約金として申し受けます。
- 2 ユーザーサポート業務について、サポート提供条件に基づくヘルプサポート体制のご提供を内容としており、ご利用がない場合であっても、サポート料の返金はいたしません。また、中途解約はできません。

#### 第18条（サポート提供）

- 1 当社は、次の場合、ユーザーサポート業務において、特定の案件ごとにサポートを開始しないことができます。
  - (1) サポート料を滞納しているとき
  - (2) サポート提供条件を外れる案件であるとき
  - (3) サポート提供によっても解決見込がないことが明らかであるとき
  - (4) 既に解決済みまたはサポートを終了した案件と実質的に同一の案件であるとき

- (5) その他、当社が、サポート提供が困難であると判断したとき
- 2 当社は、次の場合、特定の案件ごとにサポートを終了することができます。
- (1) 案件が解決したとき または 案件の解決見込みのないことが判明したとき
- (2) その他、当社がサポート提供の継続が困難であると判断したとき
- 3 本サポート業務は、サポート役務の提供を目的とするものであって、特定の成果ないし特定の問題解決を保証するものではありません。

## 第4章 一般条項

### 第19条（損害賠償）

- 1 当社またはお客様は、自己の責めに帰すべき事由によって、本約款、本許諾契約または本サポート契約（以下「本許諾契約等」といいます。）に違反し相手方に損害を与えたときは、相手方に対して直接かつ現実に生じた損害について直ちに賠償するものとします。
- 2 当社は、故意または重過失によらずお客様に対して損害賠償責任を負う場合、その責任範囲（賠償額）は契約の種類に応じ、本アプリの使用料またはサポート料の1年分をその上限とします。

### 第20条（報告）

- 1 当社は、お客様に対して、本アプリの利用状況について適宜に報告を求めることができ、お客様はこれにご協力いただくものとします。
- 2 お客様は、本アプリに関してバグないしセキュリティ上の問題点を発見した場合は、速やかに当社に対してその旨をご報告いただくものとします。

### 第21条（通知義務）

お客様は、その名称、連絡先等に変更があった場合には、当社に対し、速やかに書面によりご連絡いただくものとします。

### 第22条（秘密保持義務）

当社及びお客様は、本許諾契約等に関連して開示ないし取得（以下「開示等」といいます。）した相手方の業務上の秘密（以下「秘密情報」といいます。）を厳重に秘密として保持し、これを本許諾契約の目的のためにのみ使用する義務を負うとともに、相手方の事前の書面による承諾のない限り、第三者に開示または漏洩してはなりません。また、本許諾契約の目的以外で利用してはなりません。ただし、当該情報が以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- (1) 開示等の時点で既に公知であった情報
- (2) 開示等を受けた当事者の責によることなく開示等の後に公知となった情報
- (3) 開示等を受けた当事者が、開示等の時点で既に正当に保有していた情報
- (4) 開示等を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に開示等を受けた情報

### 第23条（契約上の地位の移転等の禁止）

当社及びお客様は、本許諾契約等に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を相手方当事者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転または第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはなりません。

### 第24条（契約期間）

- 1 本許諾契約の契約期間は、契約締結の日から、別途合意する日までとします。
- 2 本サポート契約の契約期間は、別途、その契約締結時に定めるとおりとします。ただし、定めがないときは、導入サポート業務・運用サポート業務については、契約締結の日から、所定の研修が全て終了したときまで、ユーザーサポート業務に関し

ては、前項に準じます。

## 第25条（契約の解除）

- 1 当社及びお客様は、相手方が本許諾契約等に違反があったため、その是正を催告してもなお相当期間内に是正がないときに、相手方に通知して当該契約を解除できます。
- 2 前項に関わらず、当社及びお客様は、以下の各号に該当する場合は、相手方へ何ら通知・催告を要せずに本許諾契約等を解除できます。
  - (1) 支払の不能または停止を生じたとき
  - (2) 第三者から仮差押、差押、仮処分、その他強制執行または競売の申立を受けたときまたは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立があったとき
  - (3) 手形または小切手の不渡り処分を受けたとき
  - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (5) 事業の全部または重要な一部の譲渡をしたときもしくは解散の決議をしたとき
  - (6) 本アプリに関する当社の著作権その他の権利を侵害し、または当社への権利の帰属を争ったとき
  - (7) その他、当社お客様間の信頼関係が喪失されるなど、契約の継続が困難な事由が生じたとき
- 3 当社は、次の各号にあたるときは、当社はおお客様による本アプリ及びヘルプサポートへのアクセスを一時的に停止または制限し、または、当社からのおお客様に対する意思表示により、本許諾契約等を解除できるものとします。
  - (1) お客様が本約款及び本許諾契約等に違反し、かつ、お客様がこれらに従う意思がないか、従うことができないことを明らかに示す行動をしたとき
  - (2) お客様が、期間に応じて支払うべき料金・費用等を2ヶ月以上滞納したとき
  - (3) お客様が、当社または当社従業員に対して、有形力を行使し、または、言葉その他の手段を問わず、侮辱、脅迫、いじめ、または嫌がらせ等のハラスメントを行ったとき
  - (4) お客様が、悪意によりまたは合理的な理由なしに苦情を繰り返し、当社がその停止を求めた後もこれを継続したとき
  - (5) 当社が合理的手段をもってお客様と連絡がとれず、かつ、お客様が長期間にわたり本アプリを不使用であるとき
- 4 お客様が前2項に該当するときは、当社による何らの催告を要することなく、お客様は当然に期限の利益を喪失し、当社に対する一切の債務について直ちに弁済する責任を負うものとします。
- 5 本条による本許諾契約等の解除について、相手方への損害賠償請求を妨げないものとします。

## 第26条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及びお客様は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜グループまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を計る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社及びお客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはなりません。
  - (1) 暴力団的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- 3 当社及びお客様は、相手方が前 2 項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力しなければなりません。
- 4 当社及びお客様は、相手方が前 3 項のいずれか一にでも違反した場合には、相手方の有する期限の利益を喪失したものとみなすことができ、かつ、相手方へ何ら通知・催告を要せずに本許諾契約等を解除できます。
- 5 前項による解除の場合、解除した当事者は相手方が被った損害に対する賠償を要しないものとします。

## 第 27 条（存続条項）

本約款第 4 条（権利）、第 8 条（無保証）、第 10 条（権利帰属）、第 11 条（データ）、第 12 条（禁止事項及びデータ削除）、第 14 条（通知及び利用情報の取り扱い）、第 19 条（損害賠償額）、第 22 条（秘密保持義務）及び次条は、本許諾契約等が終了したのちも有効とします。

## 第 28 条（紛争解決）

- 1 当社及びお客様は、本許諾契約等及び本約款（以下「本約款等」といいます。）の解釈につき疑義が生じた場合、または本約款等に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとします。
- 2 当社及びお客様は、本約款等に関し紛争が生じた場合の訴訟につき、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 5 章 指定ベンダー経由で契約のお客様

### 第 29 条（特則）

- 1 当社の指定ベンダー（以下、本条において「ベンダー」といいます。）を通じてご契約のお客様（以下「対象のお客様」といいます。）については、第 1 章及び第 3 章の各記載に関わらず本許諾契約に関する契約は、ベンダーと対象のお客様との間でご契約となります。本アプリの利用に関しては、予め本約款にご同意ください。
- 2 対象のお客様が本アプリを利用する際には、その提供元である当社との間で、本約款第 4 条ないし 13 条、第 19 条ないし第 23 条、第 25 条ないし第 28 条のみが適用されます。但し、その一部については次のとおり読み替えまたは修正された条項とします。
  - (1) 第 4 条第 2 項の「本許諾契約は、第 2 条に定める他は」は「本約款への同意は」に読み替えるものとします。
  - (2) 第 5 条第 1 号の「本許諾契約に定める目的」は「本アプリの通常の使用目的」に読み替えるものとします。
  - (3) 第 6 条の「本許諾契約有効期間中」は「本アプリの使用において」に読み替えるものとします。
  - (4) 第 7 条の「お客様が事前に指定したエンドユーザー」は「ベンダーとの契約により対象となるエンドユーザー」に読み替えるものとします。
  - (5) 第 11 条第 2 項の「お客様との間で本許諾契約または本サポート契約が終了した後」は「お客様とベンダーとの間で本許諾契約または本サポート契約が終了した後」に読み替えるものとします。
  - (6) 第 19 条第 1 項の「本約款、本許諾契約または本サポート契約（以下「本許諾契約等」といいます。）」は「本約款」と読み替えるものとします。
  - (7) 第 20 条及び第 21 条の「当社」は「ベンダー」に読み替えるものとします。
  - (8) 第 22 条の「本許諾契約等」は「本アプリの利用」へ、「本許諾契約の目的」は「本アプリの利用の目的」にそれぞれ読み替えるものとします。
  - (9) 第 23 条の「本許諾契約等に基づく権利または義務」を「本約款に基づく利用関係に関する権利または義務」に読み替えるものとします。

- (10) 第25条各項の「当該契約を解除できます」または「本許諾契約等を解除できます（できる）」はいずれも「本約款に基づく利用をお断りすることができます（できる）」に読み替えるものとします。また、同第1項の「当社及びお客様」を「当社は」へ、「本許諾契約等」を「本約款」へ、第3項第1号の「本約款及び本許諾契約等」を「本約款」にそれぞれ読み替え、同第2項のうち第1号ないし第5号及び同第5項は適用しないものとします。
- (11) 第26条第4項の「本許諾契約等を解除できます」は「本約款に基づく利用をお断りすることができます」に読み替えるものとします。
- (12) 第27条の「本許諾契約等」を「本約款に基づく利用関係」に読み替えるものとします。
- (13) 第28条第1項及び第2項の「本許諾契約等及び本約款（以下「本約款等」といいます。）」を「本約款」に、「本約款等」を「本約款」にそれぞれ読み替えるものとします。

## 第6章 個人情報の取扱委託

### 第30条（定義）

本契約において、「個人データ等」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「法」といいます。)第2条第1項に定める「個人情報」のうち法第16条第3項に定める「個人データ」のほか、お客様と当社が協議の上特に合意して定めた情報に該当するものをいうものとします。

### 第31条（個人データ等の取扱いの委託）

- 1 お客様は、当社がお客様の本アプリの利用（エンドユーザーの情報等の設定等）の目的（以下「本データ利用目的」といいます。）でこれに必要な最小限度において、個人データ等の取扱いを当社に委託するものとします。
- 2 お客様は、個人データ等の取扱いを当社に委託する場合は、原則として、当該情報が個人データ等である旨を書面にて当社に示すものとし、当社は取扱いを委託された情報が個人データ等に該当するかどうかが不明であると判断したときは、お客様に対し照会することができ、お客様はこれに対し速やかに回答しなければなりません。
3. 個人データ等の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録等の方法等は、個人データ等の安全管理の観点から、別途当社が定めるところによります。

### 第32条（個人データ等の秘密保持）

当社は、お客様から取扱いを委託された個人データ等をお客様の書面による事前の承諾を得ることなく、本データ利用目的以外で、加工、利用、複製または複製しないものとし、第35条に定める再委託先において必要な最小限度において、個人データ等を取り扱う場合を除き、他に開示または漏えいしてはならないものとします

### 第33条（安全管理措置）

- 1 当社は、個人データ等の漏えい、滅失またはき損(以下「漏えい等」といいます。)の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」といいます。)を講じます。
- 2 当社及びお客様は、前項に定める安全管理措置を徹底するため、本アプリの利用にあたり個人データ等の取扱いに関する管理責任者を定めるものとします。

### 第34条（従業員の監督）

- 1 当社は、それが自己の役員及び従業員(直接的であるか間接的であるかを問わず、当社の指揮監督を受けて本件業務に従事する者をいいます。以下「従業者」といいます。)に対し、個人データ等に関する秘密保持義務を負わせるとともに、目的外利用

を禁止するものとします。

2 当社は、本件業務の遂行上、実際に個人データ等を取扱う従業員の範囲を限定するものとし、当該従業員に対して必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

3 当社は、従業員が退職する場合、当該従業員に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人データ等の返還または破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとします。

### 第35条（委託先の監督）

当社は、本件業務の遂行上、個人データ等の取扱いの全部または一部を第三者(以下「再委託先」といいます。)に再委託する場合には、再委託する旨、再委託先の名称及び住所等を書面により事前にお客様へ通知するものとし、また、当社の責任において、再委託先に対して、本契約で定められている当社の義務と同等の義務(再委託先において、第5条に定める安全管理措置を講じることを含む。)を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならないものとします。

### 第36条（本人に対する責任等）

1 お客様は、個人データ等が、法を遵守して適正に取得されたものであることを保証するとともに、当社に個人データ等の取扱いを委託すること(前条の規定に基づき当社から通知された再委託先が外国にある第三者である場合であって、かつ本人の同意を得る必要がある場合の同意の取得を含む。)について個人データ等の主体たる本人に対して責任を負うものとします。

2 当社は、本人から個人データ等の開示、訂正、追加または削除等の請求を受けた場合、あるいは行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人データ等の提供を要請された場合、速やかにお客様に通知するものとする。この場合、当社は、本人または本人以外の者の請求または要請に直接応じる義務を負わず、お客様が自己の費用と責任をもって対応するものとします。

### 第37条（監査）

1 お客様は、当社における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、当社に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出または監査の受入れを求めることができるものとします。この場合、当社は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、お客様の求めに応じるものとします。

2 前項の報告、資料の提出または監査にあたり、当社はお客様に対して、当社の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいいます。）に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができます。

3. お客様は、監査のために当社の事業所またはコンピュータセンター等への入館が必要となる場合、当社所定の事務処理及び入退館等に関する規則に従うものとします。

4. 当社は、お客様による監査が通常範囲を超えると判断するとき、その監査の受入れのために当社が要した費用をお客様に請求することができます。

### 第38条（改善の指示）

1 お客様は、前条による報告、資料の提出または監査の結果、当社において個人データ等の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、当社に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請できます。

2 当社は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善についてお客様との間で協議を行うものとします。

3. お客様の要請する安全管理措置の改善が第33条に定める安全管理措置の範囲を超え、かつ本件業務の内容、規模及び対価に鑑み不相応な費用を要するものであるときは、当該改善に係る費用はお客様の負担とします。

### 第39条（事故発生時の対応）

1 当社は、個人データ等の漏えい等の事故が発生したと認識し、または発生したおそれがあると判断したときは、直ちにお客様に報告するものとします。このとき、お客様及び当社は、事故の拡大または再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を

講じるものとします。

2 前項の措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって個人データ等の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、お客様と当社が協議の上定めるものとします。

#### 第40条（損害賠償）

当社は、その責に帰すべき事由により、本契約に違反して、個人データ等の漏えい等の事故が発生し、お客様に損害が生じた場合、第19条に従ってこれを賠償する責任を負うものとします。

#### 第41条（免責）

当社は、第33条に定める安全管理措置を誠実に実施したにもかかわらず、個人データ等の漏えい等の事故の発生を回避できなかったときは、その範囲内において、前条に定める損害賠償の責任を免れるものとします。

#### 第42条（個人データ等の返還等）

当社は、お客様との本アプリの利用が終了したとき、またはお客様の求めがあるときはいつでも、委託を受けた個人データ等(その複製物を含む。)の全部または一部をお客様に返還し、または記録媒体から消去するものとします。

令和4年3月1日 制定

令和4年4月5日 改定（運用サポート業務についての記載を追加）

令和6年8月7日 改定（アプリデータの取り扱いに関する記載を追加）

令和6年9月15日 改定（指定ベンダー経由で契約のお客様についての記載を追加）

令和7年3月5日 改定（データ、禁止事項及びデータ削除の条項を改定）

令和7年5月12日 改定（個人情報の取扱委託を追加）